

10 介護給付適正化の取組状況（令和元年度）

保険者名	★要介護認定の適正化					★ケアプランの点検								
	訪問調査件数			認定調査 完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検	ケアプラン 点検実施 件数 (単位:月)	ケアプラン 点検実施 率 (単位:%)	実施方法 (※1)	点検実施者 ・直営(事務職) ・直営(専門職) ・外部委託等	厚労省 ケアプラン 点検支援 マニュアル を活用	国保連 介護給付 適正化シス テムを活用	府介護支援 専門員会 京都式ガイ ドラインを活用		
	新規認定の 訪問調査 件数	更新認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数											
1 京都市	○	21,099	55,358			○	○	298	0.05	事前・訪問	直営(専門職)	○	○	
2 福知山市	○	1,010	2,610	477		○								
3 舞鶴市	○	1,286	2,811	398		○	○	141	0.42	事前・書面	直営(専門職)	○		
4 綾部市	○	615	1,232	206		○								
5 宇治市	○	2,784	5,385	748		○	○	347	0.56	事前・訪問	直営(事務職)	○		○
6 宮津市	○	521	1,010	184	○	/								
7 亀岡市	○	1,214	2,178	369		○	○	504	2.24	事前・訪問	直営(専門職)	○		
8 城陽市	○	1,391	2,442	219		○	○	26	0.13	当日・訪問	直営(事務職)	○		
9 向日市	○	817	1,424	185		○	○	122	0.70	事前・書面	直営(事務職)	○	○	○
10 長岡京市	○	792	2,383	275		○								
11 八幡市	○	1,177	2,460	217		○	○	168	0.71	事前・書面	外部委託等	○		
12 京田辺市	○	573	1,368	279		○	○	22	0.12	事前・面談	直営(事務職)	○		
13 京丹後市	○	921	2,380	340	○	/	○	410	1.86	事前・書面 事前・訪問	直営(事務職)	○		○
14 南丹市	○	686	1,299	217		○	○	395	2.76	事前・面談	直営(事務職)・ 外部委託等			○
15 木津川市	○	818	1,632	219		○	○	723	3.74	その他	外部委託 (包括支援センター)			
16 大山崎町	○	165	470	91		○	○	222	4.18	事前・書面 事前・訪問	直営(事務職)	○		
17 久御山町	○	300	456	58		○	○	65	1.15	事前・書面	直営(事務職)			
18 井手町	○	125	266	33		○								
19 宇治田原町	○	144	256	29	○	/								
20 笠置町	○	35	90	14	○	/								
21 和東町	○	104	228	33		○								
22 精華町	○	354	859	74		○								
23 南山城村	○	63	156	22	○	/								
24 京丹波町	○	268	465	134		○	○	436	6.35	事前・書面	直営(事務職)			○
25 伊根町	○	59	153	31		○								
26 与謝野町	○	438	1,028	128		○	○	24	0.23	事前・書面	直営(事務職)			○
計	26	/	/	/	5	21	15	/	/	/	/	/	/	/
実施率	100.00	/	/	/	19.23	100.00	57.69	/	/	/	/	/	/	/

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名		★住宅改修・福祉用具													
		住宅改修の点検							福祉用具の点検						
		写真等による確認		利用者宅への訪問調査		リハビリテーション専門職の関与(※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	購入調査	調査実施件数	貸与調査	調査実施件数	リハビリテーション専門職の関与(※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)		
施工前	施工後	施工前	施工後												
1	京都市	○	○	7,413	7,413			ア	その他 (建築専門職)	○	8,057	○	6	ア	・府地域リハセン(コーディネーター)・市リハセン・三療法士会
2	福知山市	○	○	334	342	1		イ	市町村職員	○	1	○		イ	市町村職員
3	舞鶴市	○	○	410	410	24	24								
4	綾部市	○	○	168	168										
5	宇治市	○	○	1,073	1,051	1		ア	市町村職員						
6	宮津市	○	○	123	123										
7	亀岡市	○	○	385	385			ア	市町村職員					ウ	市町村職員
8	城陽市	○	○	393	393										
9	向日市	○	○	258	258										
10	長岡京市	○	○	425	425	165	165	イ	市町村職員	○	132			イ	市町村職員
11	八幡市	○	○	385	385										
12	京田辺市	○	○	311	292			ア	市町村職員						
13	京丹後市	○	○	333	313	4				○	4	○	8		
14	南丹市	○	○	166	166					○	13	○	40		
15	木津川市	○	○	305	305										
16	大山崎町	○	○	65	62		2			○	72	○	19		
17	久御山町	○	○	71	71										
18	井手町	○	○	59	59										
19	宇治田原町	○	○	52	52										
20	笠置町	○	○			9	9	イ	医療機関	○	16	○	3	イ	医療機関
21	和東町	○	○	20	20										
22	精華町	○	○	187	187										
23	南山城村	○	○	26	26	10	10			○	8				
24	京丹波町	○	○	94	94			イ	医療機関・事業所等	○	6			ウ	地域リハセン
25	伊根町	○	○	13	22	12	3	ア・イ	市町村職員	○	22	○	5	イ・ウ	市町村職員
26	与謝野町	○	○	129	129			ア・イ	市町村職員	○	3	○	2		市町村職員
計		26	26							11		8			
実施率		100.00	100.00							42.31		30.77			

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名	★医療情報との突合・縦覧点検															☆給付実績等の活用		
	医療情報との突合			縦覧点検												給付実績の活用 (医療情報との突合・縦覧点検を除く)	民間システム等の活用	活用方法
	突合実施件数	点検実施件数																
		①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	②重複請求縦覧チェック一覧表	③算定期間回数制限チェック一覧表	④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表	⑤要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表	⑥入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表	⑦居宅介護支援再請求等状況一覧表	⑧月途中要介護状態変更受給者一覧表	⑨軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	⑩独自報酬算定事業所一覧表	合計 (帳票1～10)						
1 京都市	○	○	18,721	○	1,262	3,555	15,939	4,746	3,911	35,896	7,525	10,756	62,277	8	145,875	○	○	不正等の疑義のある事業所の給付実績を抽出し、内容の確認を行う
2 福知山市	○	○	619	○	37	185	620	99							941			
3 舞鶴市	○	○	4,467	○	88	134	734	253	71	3,700	188	736	3,249		9,153	○	○	ケアプラン点検や事業所実地指導時にトリトンモニターを活用
4 綾部市	○	○	693	○	16	55	507	87	14				269		948			
5 宇治市	○	○	1,911	○	52	264	1,441	553							2,310			
6 宮津市	○	○	310	○	35	116	206	88							445			
7 亀岡市	○	○	1,186	○	63	35	825	327	407	2,377	779	370	4,654		9,837	○	○	トリトンモニターを事業所指導時に活用
8 城陽市	○	○	787	○	31	34	494	0					4,597		5,156			
9 向日市	○	○	579	○	39	103	620	168							930			
10 長岡京市	○	○	764	○	55	170	754	195	12	2,085		273	6,901		10,445			
11 八幡市	○	○	745	○	18	45	650	170							883			
12 京田辺市	○	○	799	○	8	175	460	156							799			
13 京丹後市	○	○	957	○	55	138	771	197	649	2,828	42	293	433		5,406			
14 南丹市	○	○	707	○	16	105	535	101	369	1,605	8	280	911		3,930	○	○	介護支援専門員にヒアリングシートを送付している
15 木津川市	○	○	548	○	48	67	310	110	213	1,009	35	298	2,236		4,326			
16 大山崎町	○	○	259	○	4	8	145	27		471		71	1,528		2,254			
17 久御山町	○	○	192	○	4	42	142	92	119	485	10	90	2,404		3,388	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
18 井手町	○	○	110	○	0	35	39	15	2	59		10	241		401	○	○	給付実績と認定調査等のデータを組み合わせ給付費の適正化をはかる
19 宇治田原町	○	○	146	○	25	5	58	12							100			
20 笠置町	○	○	25	○	0	16	14	4					5		39			
21 和束町	○	○	49	○	6	31	34	14							85			
22 精華町	○	○	267	○	7	98	102	208							415			
23 南山城村	○	○	47	○	3	3	2	1	3	3		3	10		28			
24 京丹波町	○	○	389	○	11	56	171	22	267				744		1,271	○	○	トリトンモニター(給付実績データと認定データを突合し、ケアプラン等の内容について確認を行う)
25 伊根町	○	○	20	○	2	5	12	18	0	41	3	9	39		129			
26 与謝野町	○	○	263	○	8	26	207	106	0	811	14	135	819		2,126			
計	26	26		26												7	7	
実施率	100.00	100.00		100.00												26.92	26.92	

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名	★介護給付費通知				適正化主要5事業実施状況	
	発送頻度	通知対象サービス(※3)	通知する上での工夫	実施事業数	実施率	
1 京都市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
2 福知山市				3	60.0%	
3 舞鶴市				4	80.0%	
4 綾部市				3	60.0%	
5 宇治市				4	80.0%	
6 宮津市				3	60.0%	
7 亀岡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
8 城陽市				4	80.0%	
9 向日市				4	80.0%	
10 長岡京市				3	60.0%	
11 八幡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
12 京田辺市	○	年2回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
13 京丹後市				4	80.0%	
14 南丹市				4	80.0%	
15 木津川市				4	80.0%	
16 大山崎町				4	80.0%	
17 久御山町				4	80.0%	
18 井手町				3	60.0%	
19 宇治田原町				3	60.0%	
20 笠置町				3	60.0%	
21 和束町				3	60.0%	
22 精華町	○	年1回	居宅・施設・地密	4	80.0%	
23 南山城村				3	60.0%	
24 京丹波町				4	80.0%	
25 伊根町				3	60.0%	
26 与謝野町				4	80.0%	
計	5			平均	3.8	
実施率	19.23				75.4%	

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

(※1)  
★ケアプランの点検実施方法

1. 事前にケアプランの提出を求め、役所(役場)で書面のみ実施。  
→【事前・書面】
2. 事前にケアプランの提出を求め、後日、役所(役場)で面談により実施。  
→【事前・面談】
3. 事前にケアプランの提出を求め後日保険者が事業所を訪問して実施。  
→【事前・訪問】
4. 保険者が事業所を訪問し当日、ケアプランの提出を求め、実施。  
→【当日・訪問】
5. その他  
→【その他】

(※3)  
★介護給付費通知通知対象サービス

1. 居宅サービスのみ→【居宅】
2. 施設サービスのみ→【施設】
3. 地域密着型サービスのみ→【地密】
4. 居宅サービス及び施設サービス  
→【居宅・施設】
5. 居宅サービス及び地域密着型サービス→【居宅・地密】
6. 施設サービス及び地域密着型サービス→【施設・地密】
7. 居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス  
→【居宅・施設・地密】

(※2)  
★住宅改修・福祉用具ア〜ウの該当している項目名を表記。

■住宅改修利用へのリハ職等の関与  
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 被保険者から抽出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある
- ・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある

■福祉用具利用へのリハ職の関与  
福祉用具の利用に際し、リハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う
- ・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成の時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある
- ・(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある